

協議第102号

平成16年6月10日確認

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係）について

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理業の許可等については、津市の例により調整する。 2 リサイクル資源回収活動報奨金については、6円/kgを目途に調整する。 3 生ごみ処理機等購入費補助金の限度額については、生ごみ処理機は1世帯1基、25,000円、コンポストは1世帯1基、3,000円を目途に調整する。 4 家庭ごみの収集については、合併後も当分の間現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整する。 5 収集ステーションの設置方法等については、合併後も当分の間現行のとおりとする。ただし、設置補助金の補助率、限度額については、合併までに調整する。 6 ごみ処理施設使用料については、15,000円/tとする。 7 ごみ処理施設操業に関する協定については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
関係項目	ごみ対策関係		

先進地事例

【静岡市】

清掃事業の取扱い

市民生活に支障をきたさないことを基本に、新市において再編する。

- (1) ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。
- (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。

【周南市】

環境衛生、環境保全事業

(1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

(2) ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3) 指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

【いなべ市】

環境対策事業

- 1 ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。
- 2 ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。
- 3 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。
- 4 不法投棄廃棄物回収補助事業については、現行の事業は存続とする。
- 5 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については、現行のとおりとする。
- 6 環境審議会については、新市において新たに組織する。